

嶺北広域行政事務組合における特定事業主行動計画

令和3年4月1日
嶺北広域行政事務組合管理者
嶺北広域行政事務組合議会議長
嶺北広域行政事務組合代表監査委員
嶺北広域行政事務組合教育委員会

嶺北広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、嶺北広域行政事務組合管理者、嶺北広域行政事務組合議会議事務局、嶺北広域行政事務組合監査委員事務局及び嶺北広域行政事務組合教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 基本的な考え方

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、嶺北広域行政事務組合管理者部局、嶺北広域行政事務組合議会議事務局、嶺北広域行政事務組合監査委員事務局及び嶺北広域行政事務組合教育委員会（以下「管理者部局等」という。）において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、管理者部局等において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も取り組みやすい課題を掲げている。

3. 具体的な取組

①女性の管理職員を増やす。

職員の意欲と能力の把握に努めるとともにその能力を十分に発揮できるよう適材適所の人事配置に努める。

目標：令和7年度までに、管理職地位にある職員に占める女性割合を、令和2年度の実績0%より10%以上にする。

②年次有給休暇の取得促進を図る。

職員が様々な機会に休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

【様々な機会の例】こどもの学校行事、家族が病気の時、子どもの夏休み等

目標：年次休暇の取得日数が5日未満の取得割合を毎年度0%以下にする。